

## 5. 失業保険制度<sup>31</sup>

以下では、OECD（2014）より、2013年のオランダの失業保険制度について整理した。

### (1) 根拠法

失業保険法（WW）

### (2) 対象

65歳未満の労働者（被雇用者）が週5時間以上の労働時間を喪失する場合（週の労働時間が10時間より少ない場合には、少なくとも労働時間の半分以上を喪失する場合）。

### (3) 財源（保険料）

使用者の保険料負担であり、短期雇用の労働者についても使用者が負担することになる。保険料率は、2.15%（一般失業財源：General Unemployment Fund、Awf）、2.68%（分野財源の平均値：Sector Fund、Sfn）である（2014年1月現在）

### (4) 給付要件

労働者（または完全な失業者）が失業前の36週間のうち26週以上にわたって、休曜日を含む一日につき最低1時間の就労があること。なお、退職年齢に達している場合には失業給付は申請できない。

### (5) 給付期間

最長の給付期間は3か月から38か月であるが、3か月よりも長期の給付を受けるためには、失業に至る前の5か年うち4年間を就労し、1年につき最低、208時間、52日の賃金支払い対象労働が行われていることが要件となる。この208時間、52日の賃金支払い対象労働要件を満たす年が1年増える毎に失業給付が1か月間増える。なお、この期間には両親や子どものケアも含まれる。

### (6) 給付水準

18歳以上の単身者の最低額は19.88ユーロ/日、最高額は194.85ユーロ<sup>32</sup>（グロスベース）である。給付は最初の2か月間は、資産調査（ミーンズテスト）がなく、失業従前の賃金の75%、その後は70%を支給される。

---

<sup>31</sup>主に、OECD(2014)「Ageing and Employment Policies NETHERLANDS WORKING BETTER WITH AGE」より整理した。

<sup>32</sup> 2014年1月現在は197.00ユーロ（Ministry of Social Affairs and Employment(2014.1)）

#### (7) 受給者の義務

受給者は最初の 6 ヶ月間は専門レベルの (Professional level) の仕事への応募が求められ、次の 6 ヶ月間はより低いレベルの仕事への応募が求められる。12 ヶ月間に就業が実現できない場合には、どのような仕事の求職にも応じなければならない (Obligated to take any job offer)。その際は、4 週間に少なくとも 4 つの仕事に応募しなければならない。こうした求職活動の基準が満たされない場合には、給付の停止などの制裁が科される可能性がある。